

種 類		減 免 割 合		減 免 対 象 保 険 税	必 要 書 類	摘 要	
災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	災害により納税義務者が障害者となった場合	9 0 %		災害の起こった日以降翌年度末までの範囲で、当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険税額の範囲内（既に納付済の保険税額については対象としない）	罹災証明書、障害者であることを証明する書類等	地方税法（昭和2 5 年法律第2 2 6 号）第2 9 2 条第1項第9号に規定する障害者をいう。	
	災害等で住居又は家財に甚大な損害を被った場合	前年の総所得金額	被害程度		災害の起こった日以降翌年度末までの範囲で、当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険税額の範囲内（既に納付済の保険税額については対象としない）	罹災証明書等	5 0 %以上の損壊とは復旧不可能、または、大規模修理により復旧する場合をいう。3 0 %以上で5 0 %未満の損壊とは、壁、屋根、基礎等の損壊により交換等複数の中規模な修理により復旧する場合をいう。 水害の場合、床下浸水は非該当とする。床上浸水でも損壊が無く、畳や壁等の汚損だけでは非該当とする。 保険金、損害賠償等の補填により、損害割合が減免基準を下回る場合は、非該当とする。
			5 0 %以上の損壊	3 0 %以上で5 0 %未満の損壊			
		5 0 0 万円以下	1 0 0 %	5 0 %			
		7 5 0 万円以下	5 0 %	2 5 %			
	1 0 0 0 万円以下	2 5 %	1 2 . 5 %				
	冷害、凍霜害、干ばつ等により農作物に被害を受けた場合	前年の総所得金額	減免割合		災害の起こった日以降翌年度末までの範囲で、当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険税額の範囲内（既に納付済の保険税額については対象としない）	農作物の被害を証明する書類	農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和2 2 年法律第1 8 5 号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の1 0 分の3 以上である者。（前年の農業所得以外の所得が4 0 0 万円をこえる者を除く）
		3 0 0 万円以下	1 0 0 %				
		4 0 0 万円以下	8 0 %				
		5 5 0 万円以下	6 0 %				
		7 5 0 万円以下	4 0 %				
		1 0 0 0 万円以下	2 0 %				